

いじめ防止等のための基本的な方針

静岡大学教育学部附属浜松中学校

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめへの対処	3
(4) 子どもや保護者，関連機関との連携協力	3
(5) 地域や関係機関との連携	3
第2章 いじめの防止等のための対策	
1 いじめ防止等のための組織	3
2 いじめ防止等に関する取組	
(1) 年間指導計画	5
(2) いじめの未然防止	7
(3) いじめの早期発見	8
(4) いじめへの対処	9
(5) 関係機関との連携	9
3 重大事態	
(1) 重大事態の定義	10
(2) 重大事態に対する平時からの備え	10
(3) 重大事態への対応	10
4 いじめ防止等のための基本的な方針の公表と説明，評価，見直し	10

はじめに

いじめは、それを受けた子どもの教育を受ける権利と尊厳を侵害し、心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えると同時に、生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがある、人権上重大な問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子どもの世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにして創るかという、学校を含めた社会全体の問題です。

この静岡大学教育学部附属浜松中学校の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「基本方針」）は、「いじめ防止対策推進法」及び「静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本的な方針」を受けて策定したものです。基本方針に則り、いじめ防止のための実効性のある組織を構築するとともに、いじめの未然防止、早期発見、事案対処における適切な対応を行うことを目指します。

また、これらの組織や組織による取組の実効性を確認し、必要に応じて改訂することにより、その意義をよりよいものとしていくことを目指します。

第1章 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめについて、いじめ防止対策推進法では、以下のように規定しています。

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

なお、いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめには多様な態様があり、表面的・形式的に判断できないことから、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめに該当する可能性のある行為を受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみ

よることなく、いじめ防止対策推進法第 22 条の学校のいじめ対策組織（以下、校内いじめ対策委員会）を活用して行い、事案について校内いじめ対策委員会で情報共有をしていきます。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験しやすい。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「いじめは許さない」という所属集団の雰囲気作りが重要である。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにする必要がある。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

すべての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- すべての子どもに、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在、多様性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての子どもが安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。また、子どもが「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促すなど、子どもがより安心して学校生活を送ることができるようにする。
- すべての子どもが互いを多様な存在として認め、自分を律し、自分や周囲の人々にとって幸せな社会のあり方を考えることができるようにする。
- いじめの問題への取組の重要性や、SNS の利用等、いじめに関連する現代的な課題について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- 子どもを取り巻く大人が、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、訴えを真摯に受け止める。

○ 学校は、地域、家庭と連携して、子どもを見守る。

(3) いじめへの対処

ア いじめ事案の共有と迅速な対応

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子どもへの支援、いじめを行った子どもや周囲の子どもへの指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は、校内いじめ対策委員会を中心に次のように対応します。

- 直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子どもから事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- 家庭や静岡大学へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- 子どもの「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- 事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- 明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

イ 重大事態への対応

重大事態とは、いじめの被害にあった子どもに対して心身または財産に重大な被害が発生した事態です。重大事態においては、被害を受けた子どもを全力で守ることを旨とし、いじめ防止規則及び後述の「第2章 3 重大事態」の記載に基づき対応します。

(4) 子どもや保護者との連携協力

学校と保護者との関係性について、その重要性を相互確認することは、いじめのない附属学校園をつくり上げ、子どもの健やかな成長を促進するためにとっても大切です。子どもの表れの気になる点について些細なことでも保護者と連絡を取り合ったり、PTA 活動に取り組む中で交流を図ったりするなど、保護者との緊密で協働的な関係を構築していきます。

また、いじめで苦しむ子どものいない学校づくりに子どもや保護者の積極的な参画を目指します。

(5) 地域や関係機関との連携

公立学校に比べて学区が広範囲にわたるという本校の特性を踏まえつつ、社会総がかりでいじめ防止等の対策を実践するという法の精神に鑑み、本校は地域や関係諸機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関、教育委員会等）との連携協力関係を一層強化します。

第2章 いじめの防止等のための対策

1 いじめ防止等のための組織

いじめ防止等のための組織として、校内いじめ対策委員会（生徒指導委員会を兼ねる）を設置します。校内いじめ対策委員会は、いじめに係る情報の共有やいじめ防止等のための具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。また、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対策を審議・

実施します。校内いじめ対策委員会は、以下のような組織とします。

- 参画する教職員等は、校長、副校長、教頭、校務主任、教務主任、生徒指導主事（いじめ対策コーディネーター）、特別支援コーディネーター、学年代表、養護教諭、学級担任を原則とする。また、必要に応じて、PTA 代表、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家等を参画させる。
- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 定期的を開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。
- 学校が組織的かつ実行的にいじめの問題に取り組むに当たり、中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が調査を行う場合は、その母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

令和7年度 年間指導計画 (主なもの) ★いじめを早期発見・対応するための取り組み 中学校版

基本方針	学校教育目標「自己を磨き 他とともに よりよい未来を創造する子」の育成 教育研究 「『自己の在り方・生き方』を拓げ・深める子どもの育成」 My Life 領域の学びにおいて「共生・協働の感度」を重点として道徳性を養う <生徒指導基本姿勢> (1)「聴くこと」に軸足をおく。 (2) 生徒に生活の合い言葉である「質素・清潔・品位」の意味を理解させる。 (3)「考えさせること」に軸足をおく…生徒相互の自浄力育成を図る。 (4) 教師が教え、導く場面を見極める。 <生徒指導の重点> (1) 豊かな心, 豊かな個性の育成 (2) 自治的, 自律的な集団の育成 (3) 判断力・自浄力の育成 (4) 高次の社会的スキルの育成				
月	通年	年間計画	学校職員	小中連携	地域・保護者
4月	生徒指導委員会	入学式 始業式 対面式 学びのガイダンス いじめリーフレット配布 生徒指導ガイダンス 生活・清掃オリエンテーション LT 交流会 授業参観 生徒会主催講話 小中合同避難訓練 任命式 生徒議会 情報モラル講座 (4～7月)	教育学部長訓示及び統括室 指示事項 (大学) 基本方針の確認 生徒理解研修 教育相談 生徒指導主事会議 (大学)	小中合同職員会議 小中合同避難訓練	P T A 理事会 授業参観 P T A 総会 交流会 学年懇談会 (ふれあい広場)
5月		生徒総会 部活動本入部 (7年生) LifeAction (生徒会活動) 教育実習生をむかえる会・送る会 夢講座			部活動保護者会
6月		小学生対象学校公開 期末テスト 薬学講座 (7年生) 学校生活アンケート 生徒議会 LifeAction (生徒会活動) レジリエンス講座 (全校) 立会演説会 学校公開	学校生活アンケートの結果把握	小中ふれあい遊び	学校公開
7月		LifeAction (生徒会活動) 養護教育実習 L T 訪問 終業式	三者面談 三者面談 管理者訪問 (大学)		三者面談
8月	いじめ対策委員会	始業式	生徒理解研修 生徒指導主事会議 (大学)	小中合同危機管理研修	P T A 理事会
9月		教育相談アンケート 教育実習生を迎える会・送る会 プレ合唱コンクール もくせいの集い 学力診断調査 (9年生) 生徒議会 LifeAction (生徒会活動) レジリエンス調査	教育相談アンケートの結果把握 教育相談		もくせいの集い参観
10月	不登校対策委員会	体育大会全校集会 体育大会練習 生徒議会 LifeAction (生徒会活動) 任命式 生徒総会 教育研究発表会 夢講座			親子奉仕作業
11月		期末テスト 教育実習生を迎える会・送る会 体育大会練習 体育大会 学力診断調査 (9年生) 学校生活アンケート 進路説明会 (9年生)	学校生活アンケートの結果把握 レジリエンス研修	小中合同生徒理解研修	体験学習説明会 (8年生) 体育大会参観 進路説明会 (9年)
12月		生徒議会 LifeAction (生徒会活動) 救急蘇生講座 (7年生希望者) LT 交流会 終業式	三者面談 三者面談 生徒指導主事会議 (大学)	くらた祭補助 (7年)	三者面談 LT 交流会参観
1月	ケース会議	始業式 学力診断調査 (7・8年生) 生徒議会 LifeAction (生徒会活動) 学校公開 新入生保護者会 学年末テスト	教育課程編成 (基本方針の見直し)		学校公開 体験学習説明会 (7年生)
2月		シンガポール・マレーシア体験学習 (8年生) しなの体験学習 (7年生)	生徒理解研修 教育課程編成 (基本方針の見直し)		P T A 理事会
3月		生徒議会 LifeAction (生徒会活動) 9年生を送る会 9年生と語らう会 卒業式 修了式	次年度への引継ぎ事項のまとめ		

小中乗り入れ授業 (社会科・図画工作科)
 My Life 領域の学び
 施設一体型での日常的な交流

(2) いじめの未然防止

学校教育目標「自己を磨き 他とともに よりよい未来を創造する子」の育成の具現化を目指し、「自らを律し、他とともに生活を創造する子ども」を生徒指導目標に掲げ、すべての教育活動を通して、「いじめを起こさない、いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

その具体として、以下のことに取り組んでいきます。

ア 教職員の資質向上

校内研修の際、事例検討等を計画的に行ったり、人間関係づくりを促進するプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修などを進めたりしていきます。校内研修の際はスクールカウンセラーや静岡大学教授をはじめとする附属学校園が有する人材を効果的に活用します。

イ 自他を大切に作る心の育成

人権尊重の精神に立ち、互いの考えや意見、人格を認め合いながら課題等を建設的に調整し、解決する力や自己の言動の周囲への影響を鑑みながら判断して行動できる力等を育みます。年間計画に基づき、子どもが安心して過ごせる学校づくりをし、一人ひとりが大切にされ、互いのよさや可能性が育まれる教育活動を進めます。

ウ すべての教育活動を通じた道徳教育と体験活動の充実

子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育むよう、すべての教育活動を通じた道徳教育と体験活動を計画的に実践します。また、MyLife 科の時間において人間関係について考える時間をつくり、「学びの仲間」との交流を通して、「自己の在り方・生き方」を拡げ、深められるようにします。

エ 「いじめは許されない」という構えの共通理解

学校生活の様々な場面で、「いじめは許されない行為である」ということを子どもと教職員、保護者が共通理解する場を意図的に作り出していく必要があります。全校体制でいじめを予防したり、早期発見に繋がったりしようとする時間をつくります。

オ 子どもの自主的、自律的な活動への支援

すべての教育活動において、子どもが自ら考え、主体的に行動できるように支援するとともに、学級活動や生徒会活動等による、子どもの主体性に基づくいじめ防止のための自主的活動を支援します。

カ 地域や外部機関との連携

保護者や地域、外部機関と連携して、生活をよりよいものにしようとする子どもを育むと同時に、いじめの防止に当たります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、地域や外部機関との連携を深めます。

キ 広報活動，教育相談の充実

学校ホームページや学校だより，参観会・懇談会，教育相談等で，いじめの防止等の学校施策について保護者の理解を図ります。子どもの生活や心の変化を察知するために，日頃から子どもと向き合うことを大切にします。

(3) いじめの早期発見

ア 子どもの見守りと観察

教職員は，日常的な観察により子どもの表情，態度，言動等に注視します。また，教職員が様々な方法で子どもとの信頼関係を深めることに努め，子どもを見取り，気になる表れについては教育相談等を活用しながら対応します。

イ 学校体制のチェックと情報の共有

校内いじめ対策委員会が主体となって，学校におけるいじめの防止等の取組が適切，確実に実施されているかどうか常にチェックします。そのために，教職員間の情報交換と共有を密に行います。

ウ 子どもの実態把握

子どもの実態を把握するために，悩み事等に関する調査を，年3回程度実施し，その結果を校内いじめ対策委員会で共有します。

エ 相談体制の整備

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，附属学校園統括長と連携し，学校内の教育相談体制の整備に努めます。また，「24時間子供 SOS ダイヤル」をはじめとする外部機関の相談窓口についても周知します。

オ 保護者との連携

家庭における子どもの言動や生活に気になる変化が見られたとき，すぐに学校に相談できるように，保護者との信頼関係の構築と保護者への働きかけに努めます。

(4) いじめへの対処

ア いじめの事実確認と状況把握

発見・通報を受けた教職員は，速やかに校内いじめ対策委員会に報告し，校内での共有を図ります。報告を受けた校内いじめ対策委員会は，関連する子どもへの聞き取りを行うことでいじめの状況を把握し，情報を整理し，的確に事実確認を行い，組織的に対応します。

イ 対象生徒への支援と心のケア

何よりも子どものつらかった思いへの共感を示し，いじめは許さない，全力で守り通すことを教職員側の基本姿勢とし，いつでも相談できる体制を伝え，子どもに安心感をもって，事実や状況を話せる関係を作ります。対象生徒に寄り添って対応し，対象生徒が安心して過ごせる環境を確立し

ます。

必要に応じて、調査や緊急サポートに関して、附属学校園統括長（対応委員会委員長）の支援を要請し、指導助言を受けながら、相談体制や指導体制を整備します。また、対象生徒のケアを行います。

ウ 関係生徒への指導と心のケア

関係生徒の話を十分に聴き、ゆとりをもって対応します。当該の子どもの人格の成長を旨とし、自分の言動を振り返らせながら、相手の気持ちを考えさせ後悔の念を抱かせたり、他人の痛みを理解するための指導を粘り強く行ったりします。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、スクールソーシャルワーカー他、関係機関との連携を行います。この際、関係生徒の人権や学習についても十分な配慮を図ります。

エ 対象生徒の保護者への対応

対象生徒の保護者の訴え、不安、要望を傾聴し、真摯に対応します。また、希望に応じて専門家や関係機関によるサポートを受けられるように支援します。

オ 関係生徒の保護者への対応

関係生徒の保護者についても、いじめの事実と対象生徒とその保護者の気持ちを伝えます。保護者と事実について情報を共有するなど必要な措置をとります。

カ 周りの生徒への指導と心のケア

対象生徒及びその保護者の要望を聴き、その要望に沿った形で学級や学年、全校への指導計画を立て、指導内容や指導時期と指導対象等について、対象生徒側の了解を得ながら実施します。また、必要に応じ、専門家によるカウンセリングや関係機関によるサポートを行います。

キ 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、関係児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、子どもに対して懲戒を加えることを検討します。

(5) 関係機関との連携

ア 静岡大学との連携

いじめについての事実確認と、その後の対応については、定期的に附属学校園統括長（対応委員会委員長）に報告します。また、大学から適切な支援や助言を受けて、連携して対応します。

イ その他の関係機関との連携

必要に応じて静岡県教育委員会や各市教育委員会及び民間団体等と連携して対応します。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、大学と関係機関の協議の上、所轄警察署に通報し、連携してこれに対処します。

3 重大事態

(1) 重大事態の定義

重大事態は、法的及び基本的な方針に定められていますが、その骨子は以下のとおりです。

ア いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席しているとき、あるいは、子どもが一定期間連続して欠席しており、学長または校長が判断したとき。

ウ 子どもや保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態に対する平時からの備え

ア 全ての教職員が、法、国の基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組を行います。

イ 職員会議や校内研修等により、全ての教職員が、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかを認識しておくことができるようにします。

(3) 重大事態への対応

ア 重大事態の報告

重大事態が疑われる事案が発生したと校長が判断した場合は、いじめが子どもの尊厳と教育を受ける権利に関する問題であることに鑑み、速やかに対応を行います。附属学校事務室を介し速やかに附属学校園統括長に報告します。報告を受けた同統括長は、対応委員会で情報共有するとともに、支援・助言を提供します。また、学長に報告します。学長は、事実関係を確認のうえ、文部科学大臣に重大事態の発生を報告します。対象児童生徒、保護者からの申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして対応します。

イ 緊急対応

附属学校園統括長（対応委員会委員長）は、重大事態が発生した際、事案の速やかな収束や対象児童生徒の安全確保、学校での静穏な教育環境の保障のための事後対応や心のケア等を行う支援を行います。

4 いじめ防止等のための基本的な方針の公表と説明、評価、見直し

- 静岡大学教育学部附属浜松中学校いじめ防止基本方針を、学校ホームページ等で公開します。
- より実効性の高い取組を実施するために、静岡大学教育学部附属浜松中学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを、校内いじめ対策委員会を中心に点検し、必要事項を見直します。
- 静岡大学教育学部附属浜松中学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏

まえ，学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

(令和6年2月作成)

(令和7年4月改訂)

(令和7年7月改訂)

(令和7年10月改訂)